

異なるワクチンとの接種間隔の変更について

令和2年10月より、予防接種法に基づく定期接種の接種間隔に関する改正が行われ、制限が一部緩和されることとなりました。

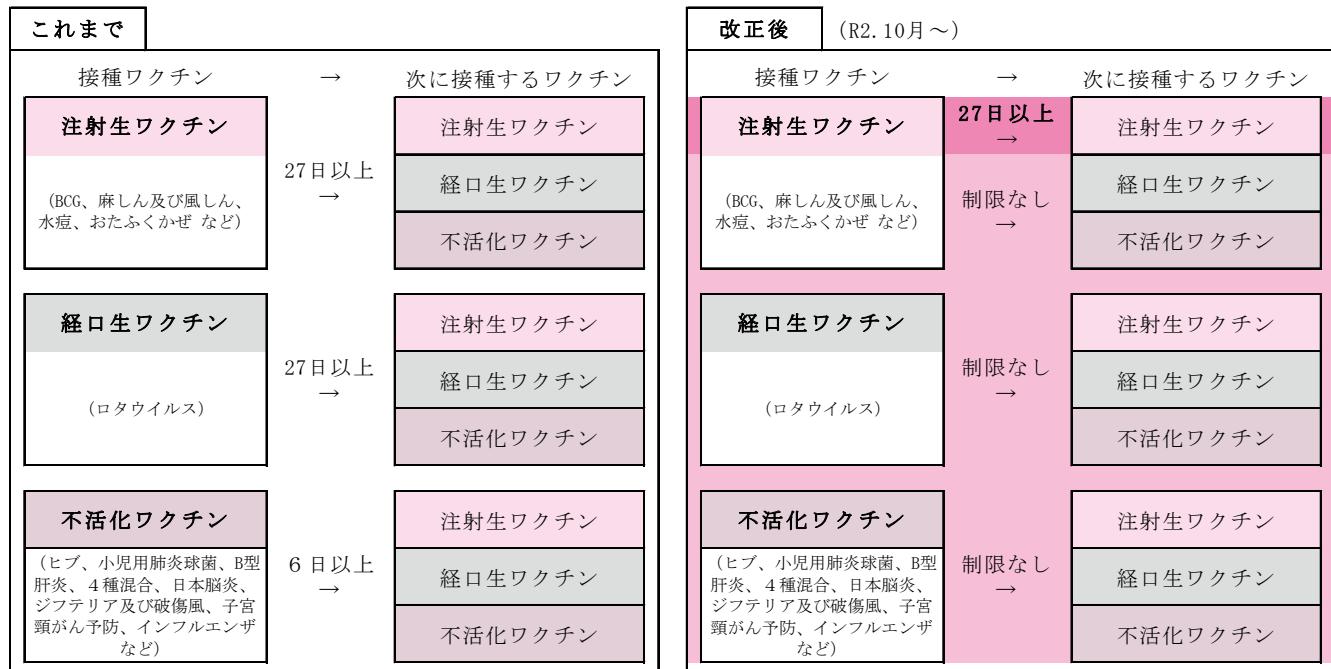
次の表のとおり、種類が異なる注射による生ワクチン同士の間隔は27日以上と変更ありませんが、その他のワクチンについては制限がなくなります。ただし、生ワクチン接種後4週間、不活化ワクチン接種後1週間は体調の変化に注意しましょう。また、同一ワクチンを複数回接種する際の接種間隔の制限は従来通りとなりますので、ご注意ください。

乳児期には、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、BCGの5つのワクチンに加え、ロタウイルスワクチンも定期接種となりましたので、接種期間内にできるだけ早く接種を受けましょう。

予防接種について、わからないことは、接種前にかかりつけ医や接種医療機関、保健センターにご相談ください。問い合わせ

保健センター ☎ 45・3191

【改正後の接種間隔のイメージ】



※同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。

※同一ワクチンを複数回接種する必要がある場合、接種間隔の制限は添付文書に従うことになります。

☆いつでも電話・メールでのご相談をお受けします。
☆個別にて直接相談をご希望される方は、電話・メールで予約の連絡をいつでもお受けできます。

電話 090・7851・9301
メール nishiwaki-socialwork@ezweb.ne.jp

場所 池田町障害福祉サービス事業所「ふれ愛の家」の宿泊訓練施設ふれあいホーム「大室荘」(池田町下東野135番地の2)

日時 予約時にご希望をお聞きして決めます。
費用 無料

内容

- ・独居のご家族の今後の生活についての相談
- ・障がいがある方の将来・親亡き後の生活の相談

- ・成年後見制度のご利用を含めた相談
- ・社会福祉の専門職 社会福祉士(ソーシャルワーカー)がご相談にのります。

主催 指斐郡成年後見・権利擁護センター(任意団体)
代表 社会福祉士(コミュニティソーシャルワーカー)

西脇 隆
(一社)岐阜県社会福祉士会
会員 となあ 会員
と な あ 会員
会員 権利擁護センターばあ

